

越前たけふ農業協同組合

(令和6年2月13日現在適用中)

1. 商品名	・ J A 多目的ローン
2. ご融資対象者	・ 当 J A の組合員で個人の方。 ※当 J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となる ことができます。 ・ お借入時の年齢が満 18 歳以上満 75 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が 満 80 歳未満の方。 ・ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得と します。 ・ 勤続または営業年数が 1 年以上の方。 ※新卒等の農業者・給与所得者、年金受給者の方は 1 年未満でも可とします。 ・ 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっている方。 ※農業者以外の自営業の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家で あること。 ・ その他、当 J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	・ 組合員の方が必要とする一切の資金にご利用いただけます。ただし、以下の 資金は対象外とします。 ① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代わり資金 ④ 営農資金および事業資金
4. ご融資期間	・ 6 か月以上 10 年以内（1 か月単位）
5. ご融資金額	・ 500 万円以内（1 万円単位） ※所要額の範囲内とします。
6. ご融資利率	・ 当 J A 所定の利率
7. 金利情報の 入手方法	・ 現在のご融資利率につきましては、当 J A 窓口までお問い合わせください。
8. ご返済方法	・ 毎月元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる返済方法） ※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年 2 回のボーナス返済の割合は お借入額の 50 % 以内とします。
9. 担 保	・ 担保は必要ありません。
10. 保 証	・ 福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
11. 保証料	・ ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料（年 1.0 %） を一括でお支払いいただきます。 ・ 上記一括払いのほかに、約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（年 1.2 %） をお支払いいただく分割後払いもお選びいただくことができます。
12. 団体信用生命 共済（保険）	・ ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入い ただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表 記載の加算利率分高くなります。

		団体信用生命共済（保険）名	加算利率
		団体信用生命共済（特約なし）	なし
		団体信用生命共済（連生）	年0.15%
		三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.20%
		がん保障特約付団体信用生命保険	年0.05%
		がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.25%
		団体信用生命保険（ワイド）	年0.40%
13. 9大疾病補償保険	ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%		
14. 手数料	- ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む）が必要です。 ①全額繰上返済手数料 5,500円 ②一部繰上返済手数料 3,300円 ※②一部繰上返済をインターネット上で行う場合、手数料は不要となります。 - ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税含む）が必要です。		
15. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	- 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 - 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）		
16. その他参考となる事項	- お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 - 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 - ご返済額の試算については、当JA窓口までお問い合わせください。 - 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）によりローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。		